

2024年8月9日(第16号)

台湾弁護士 吳 曉青 / 日本弁護士 中川 裕茂 / 日本弁護士 若林 耕

Contents

- I. 台湾法令アップデート
 - ・ 福島県産など食品輸入規制緩和案の公表
 - ・ 「労働基準法」の改正
 - ・ 「中小企業発展条例」の改正
 - ・ 「詐欺犯罪被害防止条例」の制定
- II. 今後の関連セミナー等の情報

I. 台湾法令アップデート

<食品安全規制>

福島県産など食品輸入規制緩和案の公表

〔ポイント〕台湾衛生福利部は、2011 年より導入されている福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県産の食品の輸入規制について、追加緩和案を公表した。福島県など 5 県産の食品は、2011 年 3 月 26 日に原則禁止とされたが、2022 年に原産地証明書、放射性物質検査報告書の提出義務が維持されながら、輸入禁止対象について福島県など 5 県産の野生鳥獣の肉やキノコ類等一部の食品に限定されるようになった。今回公表された規制緩和案によれば、原産地証明書、放射性物質検査報告書の提出等要件を満たせば、日本で流通する食品はすべて台湾への輸入が可能となる。

同規制緩和案は 2024 年 7 月 23 日より 60 日間のパブリックコメント期間を経て正式に決定する見込みである。

(2024 年 7 月 23 日に公布)

〔原文〕 [預告修正「輸入日本特定食品應檢附輻射檢測證明向查驗機關申請查驗」草案、預告修正「停止輸入查驗之日本食品品項別及其生產製造地區」草案](#)

<労働規制>

「労働基準法」の改正

〔ポイント〕本改正のポイントは、高齢労働者(65 歳以上)の雇用を確保するために、定年退職の年齢の延長を合意できる規定の追加である。改正後労働基準法が施行されたら、雇用主は個別の労働者との間で合意することによって法定の定年退職年齢(65 歳)を延長することが可能となった(延長の年齢制限は定められていない)。

(2024 年 7 月 31 日に公布、施行)

〔原文〕 [労働基準法](#)

<中小企業規制>

「中小企業発展条例」の改正

〔ポイント〕「中小企業発展条例」は中小企業を対象とする助成支援政策を定める法令である。本改正のポイントは、①有限責任組合を規制対象に追加すること、②65 歳以上の台湾籍労働者を雇用する場合、その賃金費用は当年度の事業所得から控除できること、③知的財産権による現物出資に関する租税優遇措置の適用期間を 2033 年に延長することである。

(2024 年 7 月 15 日に可決。公布、施行日は未定)

〔原文〕 [中小企業發展條例](#)

<詐欺防止規制>

「詐欺犯罪被害防止条例」の制定

〔ポイント〕詐欺犯罪の特別法として、詐欺犯罪被害防止条例が制定された。詐欺犯罪に関する刑事罰が定められたほか、金融機関、仮想通貨サービス事業者、電気通信事業、第三者決済サービス事業者、インターネット広告プラットフォーム事業者、電子商取引事業者、オンラインゲーム運営事業者に対し、詐欺防止措置の構築義務を課している。

(2024 年 7 月 31 日に公布、第 19、20、22、24、39 条 2 項から 5 項、40 条 1 項 6 号の施行日は行政院が別途定めるが、それ以外の条項は同日施行)

〔原文〕 詐欺犯罪危害防制條例

II. 今後の関連セミナー等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後数回の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。

第 34 回 : 2024 年 9 月 19 日(木) 予定
テーマ等詳細未定

◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

「[中国の独占禁止法](#)」

3 月 19 日配信

講師: パートナー弁護士 矢上 浄子

「[台湾向け越境 EC の法務チェックポイント](#)」

1 月 23 日配信

講師: 台湾弁護士 吳 曉青

「[中国セクハラ規制の最新動向と対応](#)」

12 月 12 日配信

講師: 中国弁護士 胡 絢静

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひ[チャンネル登録](#)をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画は[こちら](#)からご覧いただけます。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
台湾弁護士 吳 曉青 (wu.hsiaoching@amt-law.com)
日本及びニューヨーク州弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
日本弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com